

税務課からのお知らせ

軽自動車税種別割が減免されます

障がいのある人1人につき1台の軽自動車税が減免されます。忘れずに手続きをしてください。(障がいの程度に応じて条件が異なります)

申請期限 5月31日(金)

申請場所 市税務課諸税係(市役所1階3番窓口)

対象者 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人
※申請前に納付した場合は減免対象にはなりません。

手続きに必要なもの 軽自動車税種別割納税通知書、運転免許証、身体障害者手帳など

問合せ 市税務課諸税係(☎22-2111 内線1037)

自動車税種別割の納付は5月31日(金)まで

自動車税種別割の納税通知書を5月初めに郵送します。納期限までに金融機関やコンビニエンスストア、球磨地域振興局などで納付してください。

クレジットカード決済やスマートフォン決済アプリで納付する場合は、「地方税お支払いサイト」を利用してください。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封しているお知らせをご覧ください。

納期限 5月31日(金)

問合せ 県南広域本部収税課(☎0965-33-2184)

国税についての質問や相談を受け付けています

国税についての質問や相談は、全国一律料金の「国税相談専用ダイヤル」をご利用ください。

「国税相談専用ダイヤル」 0570-00-5901

受付時間 平日午前8時30分～午後5時 ※土・日曜、祝日を除く

電話相談センターによる解決が困難な相談や書類や事実関係を確認する必要がある場合などは、税務署で面接による相談を受け付けています。税務署での相談は事前予約が必要です。

問合せ 人吉税務署(☎23-2311)

相続登記の申請が義務化されました

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されましたが、それ以前の相続でも、不動産(土地・建物)の相続登記がされていないものは申請義務の対象です。相続登記について登録免許税が免税される場合もありますので、早めの手続きをお勧めします。

問合せ 熊本地方務局人吉支局(☎22-3393)

▶不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



Dカフェ青い鳥 6月の案内
認知症カフェ「Dカフェ青い鳥」は、認知症の人やそのご家族、地域住民、認知症に関心のある人など誰でも気軽に集い、交流や情報共有ができる憩いの場です。お茶やコーヒーを用意しています。気軽に参加ください。
期日 6月12日(水)
時間 午前11時～午後2時
場所 二条橋いこいの家(上青井町181番地)
参加費 1人100円
問合せ Dカフェ青い鳥(☎22-3493)

Dカフェ青い鳥 6月の案内

農業経営についてのアンケート調査実施中
市農業委員会では、農業経営の地域計画策定に伴う目標地図の素案の作成に向け、市内に農地をお持ちの人に郵送でアンケート調査を実施しています。
将来の農業の在り方を検討するうえで重要な調査ですので、アンケートが届いた人は回答のご協力をお願いいたします。
問合せ 市農業委員会事務局

うおくむはあと 6月の案内
さざなみ☆うおくむはあと は、子育て中の親子が気軽に集って交流する場です。
時間 午前10時～
場所 さざなみ保育園
5日(水) 年齢別活動(0歳児)
12日(水) 年齢別活動(1・2歳児)
19日(水) ふれあいサロン
26日(水) 子育て講座「習字教室①」、講師・岡本麻美さん
※サークル活動、自由利用、保育相談はいつでも受け付けています。
開所時間 平日午前9時～午後5時
利用料 無料(材料代などを除く)
申込・問合せ さざなみ☆うおくむはあと(☎22-7177)、さざなみ保育園(☎22-5519)



『ひとよし通いの場』を ご活用ください

問合せ 市高齢者支援課元気・長生き係(☎22-2111 内線1212)

地域で行っている「通いの場」をまとめたリーフレット『ひとよし通いの場』を作成しました。「通いの場」は、地域に住む高齢者が気軽に集い、さまざまな活動や触れ合いを通して、日々の生活に健康づくりと活気を取り入れてもらう場です。そこでは、ころぼん体操、脳トレーニング、レクリエーション、グラウンドゴルフ、茶話会など通いの場ごとに様々な活動をされています。

毎日生き生きと過ごすために、あなたの地域の「通いの場」を見つけて参加してみませんか。



▲詳しくはこちら

リーフレット設置場所

- ・市高齢者支援課(市役所1階6番窓口)
- ・市保健センター
- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・老人クラブ連合会事務局
- ・シルバー人材センター事務局
- ・各校区コミセン
- ・市内薬局



年金受給者の口座・住所の変更は届け出が必要です

年金を受け取る口座を変更するときは、年金事務所に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。必要事項を記入し、変更後の口座の金融機関や郵便局で証明をもらってください。

年金受給者の住所が変わったときは、年金事務所に「年金受給権者住所変更届」の提出が必要ですが、日本年金機構にマイナンバーを登録している人は届け出が不要です。マイナンバー未登録の人や、住民票と違う住所に住んでいる人、成年後見を受けている人は届け出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 八代年金事務所(☎0965-35-6123)、市市民課国保年金係

ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、安全性と効き目が変わらない医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品の利点
・国の厳しい審査を通ったものだけが承認されています。
・新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられ、低価格で経済的負担を軽減します。

・個人の負担を軽減するだけでなく、日本全体の医療費を新技術や新薬導入に活用できます。
・現在の優れた医療保険制度を維持し、次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

問合せ 市市民課国保年金係



愛がん飼育目的でのメジロの捕獲はできません

愛がん飼育を目的としたメジロやホオジロなどの捕獲はできません。平成24年3月31日までに飼養登録を受けて飼っているメジロなどは、更

新手続きを行うことで、引き続き飼育することが可能です。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 球磨地域振興局森林保全課(☎24-4190)、市農林整備課林務係



落ちたヒナは拾わないで

春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたヒナが地面に落ちて、必ず親鳥が世話をするので拾わないようにしましょう。

県では、5月10日からの1カ月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲などの防止に取り組んでいます。鳥獣や鳥類の卵は、狩猟許可を受けた人以外の捕獲や殺傷、採取が禁止されています。ご理解とご協力をお願いします。
問合せ 球磨地域振興局森林保全課(☎24-4190)、市農林整備課林務係